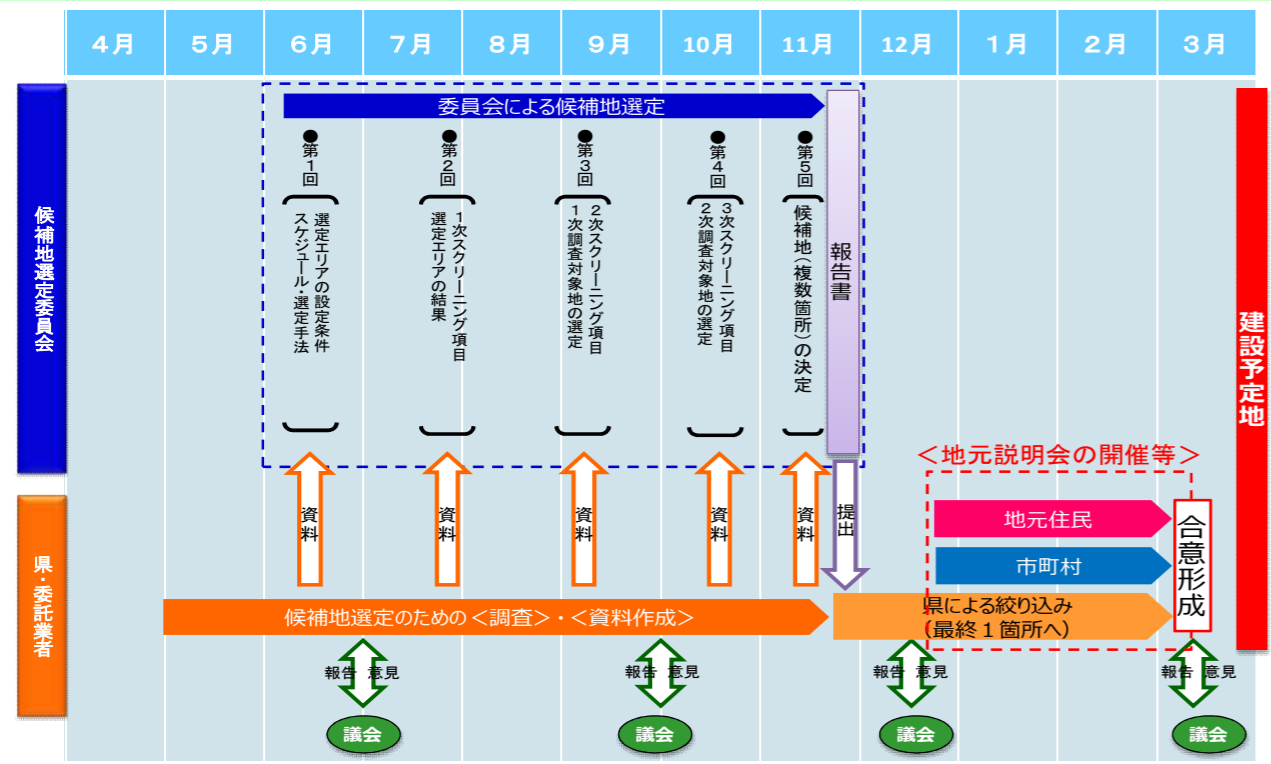


1 第1回委員会（平成29年6月13日開催）

(1) 「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」(平成29年3月策定)の概要を確認

- ①県内に新たな施設を整備する必要がある
- ②新たな施設は、**公共関与の手法により整備**を進めていく
- ③新たな施設の埋立期間は、20年間とする
- ④新たな施設の埋立容量は、**17万m³から23万m³までの範囲**とする
- ⑤新たな施設は、被覆型処分場とし、処理水は無放流とする
- ⑥候補地の選定は、コンサルタントを活用して**有識者などを構成メンバーとする委員会により絞り込みを行う**
⇒ 最終決定は、地元合意を図ったうえで県が行う

(2) 「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」(平成29年度)の候補地選定スケジュールを確認



(3) 選定エリアの選定条件等を決定

- ア 選定エリアの選定条件
- (ア) 選定エリアから除外する区域
 - ・最終処分場の建設が基本的に困難な法規制等の区域
国立・国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区特別保護地区、国有林、保安林等
 - ・防災の観点から除外する区域
地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、津波浸水想定区域（L2）、活断層から1kmの範囲等
 - ・土地利用の観点から除外する区域
用途地域、市街化区域、市街化調整区域、農用地区域
 - (イ) 選定エリアの絞り込み
高知市中心部から自動車でも概ね1時間圏内の範囲
- イ 新施設の整備に必要な埋立容量・敷地面積
- (ア) 埋立容量：17万m³から23万m³
 - (イ) 敷地面積：5.5ha以上

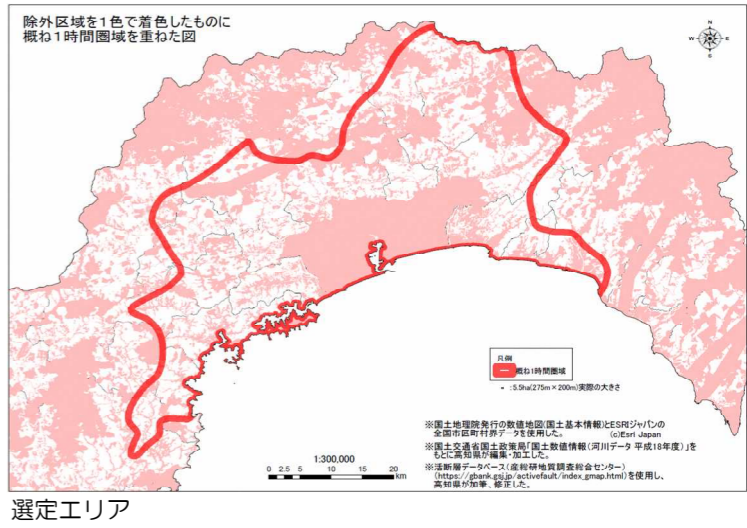
(4) 公募の実施を決定

- 候補地を選定する際には公募を実施し、応募のあった土地は、委員会が選定エリアから選定する土地と同じ条件で審査する。以下の条件を公募の要領に記載する
- (ア) 応募資格
土地所有者、地元自治会長等、市町村
 - (イ) 応募期間
平成29年6月下旬から平成29年8月末までとする
 - (ウ) 土地条件
 - ・面積が5.5ha以上の土地であること
 - ・選定エリアの選定条件も公募条件とするが、応募者が条件への適合を判断できない場合の応募も認める
 - (エ) その他

2 第2回委員会（平成29年7月26日開催）

(1) 第1回委員会において決定された条件に基づく選定エリアを決定

- 選定エリア
- 高知市中心部から自動車により概ね1時間で到達できる範囲から下記の区域を除外する
- (ア) 最終処分場の建設が基本的に困難な法規制等の区域
国立及び国定公園、鳥獣保護区特別保護地区、史跡・名勝・天然記念物 等
 - (イ) 防災の観点から考慮した区域
土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域（L2）、活断層から1kmの範囲 等
 - (ウ) 土地利用の観点から考慮した区域
用途地域、市街化区域、農用地区域 等



(2) 1次スクリーニング項目及び1次調査対象地の抽出方法を決定

- (1) の選定エリアの中から、次の1次スクリーニング項目に適合する土地を抽出することとした
- ア 1次スクリーニング項目
- (ア) 敷地面積 5.5ha以上（第1回委員会において決定）
 - (イ) 幹線道路（国道・県道・2車線の市町村道）から2.0kmの範囲
 - (ウ) 地形的条件は、谷地形又は平坦地とし、土地（谷筋）の勾配（傾斜）は14%以下
 - (エ) 複数の建築物が確認できる土地及び複数の園芸施設やプラント施設等が確認され、既に事業用地として利用されていることが明らかな土地を除外する
- イ 1次調査対象地の抽出方法
- 国土地理院の地形図（1/25,000）に、選定エリア、幹線道路から2.0kmの範囲図、地形解析による傾斜量区分図（勾配14%以下の土地）を重ね合わせ、5.5ha以上の面積を確保できる一団の土地の中から、その土地の利用状況を確認（地形図及び航空写真を利用）して抽出する

3 第3回委員会（平成29年9月6日開催）

(1) 公募結果の報告

- ・公募（募集期間：平成29年6月30日から8月31日まで）の結果について、4箇所の土地の応募があったこと
- ・応募箇所については、応募対象とした土地の要件を満たしているか確認し、さらに1次調査対象地の抽出条件を満たすことを確認した上で、1次調査対象地と同様の評価を行うこと

応募のあった土地

- ①南国市白木谷 ②南国市成合 ③土佐市甲原 ④日高村柱谷

(2) 選定エリアの中から1次スクリーニング項目に適合する土地を1次調査対象地として104箇所を抽出(市町村名及び大字名を公表)

1次調査対象地の市町村別箇所数一覧表

市町村名	箇所数	市町村名	箇所数	市町村名	箇所数	市町村名	箇所数
高知市	2箇所	香南市	12箇所	大豊町	4箇所	津野町	3箇所
安芸市	10箇所	香美市	17箇所	いの町	9箇所	四万十町	4箇所
南国市	1箇所	安田町	2箇所	中土佐町	12箇所		
土佐市	2箇所	芸西村	8箇所	佐川町	5箇所		
須崎市	4箇所	本山町	6箇所	日高村	3箇所	17市町村	104箇所

※市町村をまたいでいる場合は、面積の割合が大きい市町村に箇所を計上している

(3) 2次スクリーニング評価項目及び評価基準を決定

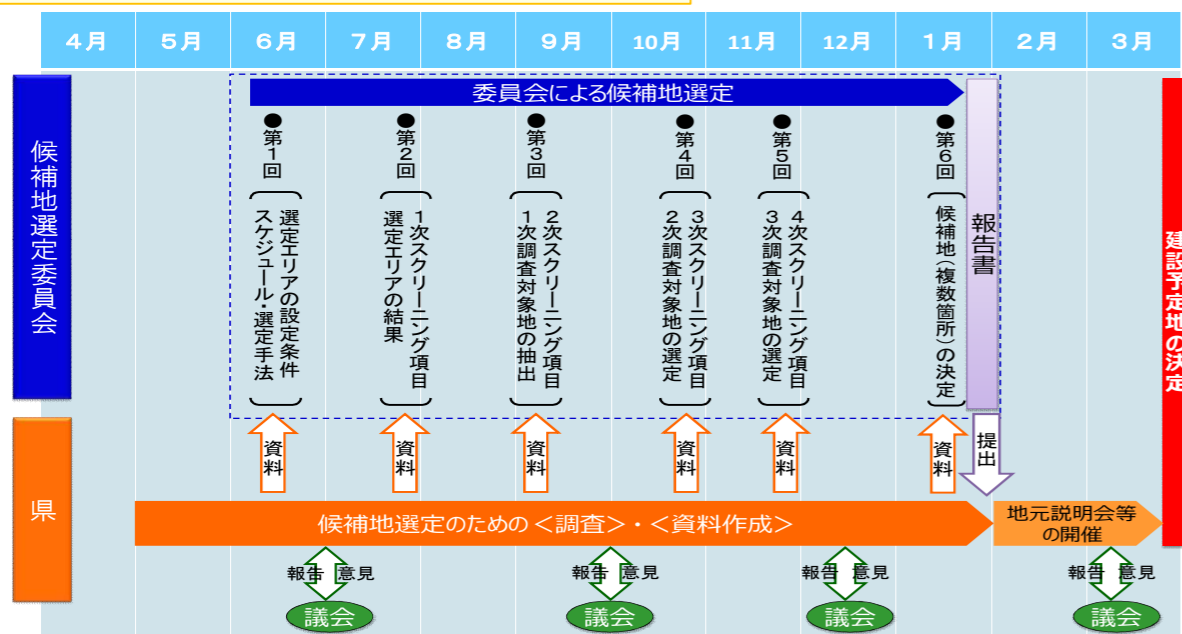
選定エリア決定時に考慮した法規制等以外の法規制等による6項目及び委員会から提案のあった防災の観点等による4項目を2次スクリーニングの評価項目とした

評価項目及び評価基準

調査方法	評価項目	評価項目毎の評価基準 (○：評価高 △：評価普 ×：評価低)
既存資料による机上調査	重要文化的景観の重要構成要素	非該当：○、一部でも該当：除外
	四万十川条例(重点地域)	非該当：○、一部でも該当：除外
	常時水流のある谷	非該当：○、一部でも該当：除外
	地域森林計画対象民有林	非該当：○、一部該当：△、全て該当：×
	景観計画区域	非該当：○、一部該当：△、全て該当：×
	都市公園	非該当：○、一部該当：△、全て該当：×
	宅地造成工事規制区域	非該当：○、一部該当：△、全て該当：×
	土砂災害危険箇所	非該当：○、一部該当：△、全て該当：×
	山地災害危険地区	非該当：○、一部該当：△、全て該当：×
	地すべり危険地区	非該当：○、一部該当：△、全て該当：×

(4) 選定スケジュールの見直し

1次調査対象地が104箇所となったことから、絞り込みを行うためには、さらに3段階のスクリーニングが必要と判断し、委員会の開催回数を1回追加（1月中旬頃）することとした



4 第4回委員会（平成29年10月27日開催）

(1) 応募があった箇所のうち、1次調査対象地とする箇所を決定

- 公募（募集期間：平成29年6月30日から8月31日まで）により応募のあった4箇所の土地について、応募の土地要件及び1次スクリーニング項目への適合確認を行った

ア 応募対象となる土地要件の確認

- ①面積が5.5ha以上の土地であること
- ②次の区域（除外区域）に該当しない土地であること
 - ・計画・設計・管理要領（※）における処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等（国立及び国定公園、国有林、保安林 他）
 - ・防災の観点による区域（地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域 他）
 - ・土地利用の観点の区域（市街化区域、農用地区域 他）
- ③高知市中心部から自動車でも概ね1時間以内に到達できる土地であること

(※)：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）

4箇所とも応募対象となる土地の要件を満たしていた

イ 1次スクリーニング項目の確認

- ①新施設の整備に必要な土地の条件
敷地面積：5.5ha以上
- ②幹線道路からの範囲
2.0km以内（直線距離）で到達が可能である範囲
- ③地形的条件
谷地形又は平坦地（概ね1.3ha以上の平坦地を含む面積が5.5ha以上の土地も含む）とし、土地（谷筋）の勾配（傾斜）は14%以下
- ④土地の利用状況
全箇所ともに土地所有者からの応募であったため、現況の土地利用状況は考慮しない

4箇所のうち1箇所は上記項目を満たしていることが確認できたため、1次調査対象地に追加することとした

(2) 2次スクリーニング項目に基づく評価を行い、2次調査対象地を選定

- 第3回委員会において決定した1次調査対象地104箇所に、上記(1)で決定した応募箇所1箇所を加えた105箇所について、2次スクリーニングを実施した

- ・第3回委員会において、決定された評価項目のうち、「土砂災害危険箇所」、「山地災害危険地区」については、更に3種類に細分されるため、細分類毎に評価を行った
 - 細分類毎に評価を行うことにより、危険箇所（地区）の重複について更に詳しく評価することができる
 - 防災の観点に重みを置く評価が可能となる（委員からの意見を踏まえた評価）

調査方法	評価項目	評価基準 (○：評価高 △：評価普 ×：評価低)	
既存資料による机上調査	重要文化的景観の重要構成要素	非該当：○、一部でも該当：除外	
	四万十川条例(重点地域)	非該当：○、一部でも該当：除外	
	常時水流のある谷	非該当：○、一部でも該当：除外	
	地域森林計画対象民有林	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	景観計画区域	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	都市公園	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	宅地造成工事規制区域	非該当：○、一部該当：△、該当：×	
	土砂災害危険箇所 (土木部防災砂防課所管)	土石流危険渓流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所	非該当：○、一部該当：△、該当：× 非該当：○、一部該当：△、該当：× 非該当：○、一部該当：△、該当：×
	山地災害危険地区 (林業振興・環境部治山林道課所管)	山腹崩壊危険地区 崩壊土砂流出危険地区 地すべり危険地区	非該当：○、一部該当：△、該当：× 非該当：○、一部該当：△、該当：× 非該当：○、一部該当：△、該当：×
	地すべり危険地区 (農業振興部農業基盤課所管)	地すべり危険地区	非該当：○、一部該当：△、該当：×

「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」における審議の概要について【第1回～第5回】(3) 環境対策課

- ・選定は、評価項目について、○△×による評価を行った
- ・調査対象地の一部が評価項目の区域に該当することにより△評価となる項目については、当該評価項目に該当する部分を除外した範囲の面積が新たな施設の整備に必要な5.5ha以上を確保することができるか否か、該当する部分を除外した土地の形状はどうか等を評価項目毎に分析し、個別箇所の特性を考慮のうえ総合的に判断して、評価を行った

9市町村の27箇所が2次調査対象地に選定された

(3) 次の絞り込みのための3次スクリーニングの評価項目及び評価基準を決定

○2次調査対象地27箇所を更に絞り込むための3次スクリーニングの評価項目及び評価基準を決定した

調査方法	評価項目		評価項目毎の評価基準			備考
			○	△	×	
既存資料による机上調査	自然的条件	地形判読	×以外	—	土砂災害に対する大規模な対応必要	委員提案
		希少野生植物の生息地	2000m以内に無し	2000m以内に有り	調査対象地内に有り	要領※1
	社会的条件	建物の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	〃
		保育所、幼稚園、学校の立地状況	〃	〃	〃	〃
		病院、診療所の立地状況	〃	〃	〃	〃
		水道水源の状況	〃	上流1000m以内に有り	下流1000m以内に有り	指導要綱※2
		文化財の位置	〃	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	要領※1
		神社・仏閣の位置	〃	〃	〃	〃
		進入道路整備の必要性(拡幅)	整備不要	2000m以下の整備必要	2000mを超える整備必要	〃
		進入道路整備の必要性(新設)	〃	〃	〃	〃
廃棄物運搬の利便性	16.4km※3以内	16.4km※3を超える	—	委員提案		

※1: 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議)

※2: 高知県産業廃棄物処理指導要綱

※3: 県庁からエコサイクルセンターまでの直線距離

5 第5回委員会 (平成29年12月6日開催)

(1) 3次スクリーニング項目に基づく評価を行い、3次調査対象地を選定

○第4回委員会において選定した2次調査対象地27箇所について、3次スクリーニングを実施した

- ・第4回委員会において、委員より「評価項目に希少野生植物だけでなく、移動性の小さい動物についても考慮すること」との意見を踏まえ、「希少野生動物の生息地」を評価項目に追加した
- ・第4回委員会において、決定された評価項目のうち「廃棄物運搬の利便性」については、県庁から調査対象地までの直線距離によることとしていたが、より実態に近い運搬距離(道路距離)を基に評価を行わないと利便性を判断することは難しいと考え、県庁から調査対象地の最寄りの幹線道路(国道、県道、2車線の市町村道)までの距離を算定し、評価を行った

調査方法	評価項目		評価項目毎の評価基準			備考
			○	△	×	
既存資料による机上調査	自然的条件	地形判読	×以外	—	土砂災害に対する大規模な対応必要	委員提案
		希少野生植物の生息地	△以外	生息地と調査対象地が重なる	—	要領(※1)
		希少野生動物の生息地	△以外	生息地と調査対象地が重なる	—	〃
	社会的条件	建物の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	〃
		保育所、幼稚園、学校の立地状況	〃	〃	〃	〃
		病院、診療所の立地状況	〃	〃	〃	〃
		水道水源の状況	〃	上流1000m以内に有り	下流1000m以内に有り	指導要綱(※2)
		文化財の位置	〃	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	要領(※1)
		神社・仏閣の位置	〃	〃	〃	〃
		廃棄物運搬の利便性	28.9km(※3)以内	28.9km(※3)を超える	—	委員提案

(※1): 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議)

(※2): 高知県産業廃棄物処理指導要綱

(※3): 県庁からエコサイクルセンターまでの道路距離(道路交通センサスに基づき距離を測定)

- ・選定は、評価項目について、○△×による評価を行った
- ・それに加えて、個別箇所の特性を逐一確認しながら評価を行った

4自治体の11箇所が3次調査対象地に選定された

(2) 次の絞り込みのための4次スクリーニングの評価項目及び評価基準を決定

○3次調査対象地11箇所から複数箇所の最終候補地へ絞り込むための4次スクリーニングの評価項目及び評価基準を決定した

ア 評価項目毎の評価基準

調査方法	評価項目	評価項目毎の評価基準	
現地確認	現地踏査	地形、地質の状況	評価項目毎に現地踏査結果をまとめ、その結果により相対的な評価を行う
		植生の状況	
		土地利用の状況	
		建築物の立地状況 既存道路の状況	
机上作業	航空LiDAR計測による地形判読	土砂移動現象が発生する可能性について、相対的な評価を行う	
	概略施設計画案	作成した図面を基に、造成計画や施設配置の容易性(建設の可能性)について相対的な評価を行う	
	概算事業費	○: 平均値未満 △: 平均値以上 ×: 最高値 ○: 平均値未満 △: 平均値以上 ×: 最高値	

イ 3次調査対象地に係る土地情報の収集(参考情報)

机上作業	土地に関する調査(参考)	収集した登記情報等を整理する
------	--------------	----------------

第6回委員会において、上記の結果をまとめた調査対象地毎の資料を用いて審議を行い、最終候補地を複数箇所選定する

第6回委員会（平成30年2月1日開催）

(1) 4次スクリーニング項目に基づく評価

ア 評価項目毎の評価基準（第5回委員会における決定事項）

調査方法	評価項目	評価項目毎の評価基準	
現地確認	現地踏査 地形、地質の状況 植生の状況 土地利用の状況 建築物の立地状況 既存道路の状況	評価項目毎に現地踏査結果をまとめ、その結果により相対的な評価を行う	
		航空レーザ計測による地形判読	土砂移動現象が発生する可能性について、相対的な評価を行う
		概略施設 計画案	作成した図面を基に、造成計画や施設配置の容易性(建設の可能性)について相対的な評価を行う
		机上作業 概算 事業費	施設建設費
維持管理費	○:平均値未満 △:平均値以上 ×:最高値		
	土地に関する調査(参考)	収集した登記情報等を整理する	

イ 現地踏査の評価結果

現地踏査結果を、次のとおり評価した

- ：新施設の整備に特に課題は無いと考えられる箇所 > 1箇所
- △：新施設の整備に課題はあるが、整備可能と考えられる箇所 > 3箇所
- ×：新施設の整備に課題が多い又は大きな課題があると考えられる箇所 > 7箇所

ウ 航空レーザ計測による地形判読の評価結果

地形判読結果を、次のとおり評価した

- ：×△▲評価のいずれも該当しない > 3箇所
- △：調査対象地内（下流側端部）に明瞭な地すべり地形等が認められるなど、調査対象地に影響を与える可能性がある > 2箇所
- ▲：調査対象地内（中流、上流側）に明瞭な地すべり地形等が認められるなど、調査対象地に影響を与える可能性が高い > 5箇所
- ×：調査対象地内に大規模かつ明瞭な地すべり地形等が認められるなど、調査対象地に多大な影響を与える可能性がある場合又は調査対象地と進入道路双方が▲評価となる場合 > 1箇所

エ 概略施設計画案の評価結果

※ スクリーニングのために作成した概略の計画案であり、施設規模、構造、配置などが決定されたものではない

概略施設計画案（施設配置計画図等作成）を、次のとおり評価した

- ：施設整備又は進入道路に課題はあるが、施設整備は可能 > 3箇所
- △：施設整備又は進入道路に課題が多い又は大きな課題があるが、施設整備は可能 > 7箇所
- ×：施設整備が極めて困難 > 1箇所

オ 概算事業費の評価結果

(ア) 試算した箇所毎の施設建設費の平均値を求め、次のとおり評価した

- ：平均値未満 > 7箇所
- △：平均値以上 > 3箇所
- ×：最高値 > 1箇所

(イ) 試算した箇所毎の維持管理費の平均値を求め、次のとおり評価したが、施設規模（埋立容量20万m³）が同じであるため、ほとんど差はつかない

- ：平均値未満 > 2箇所
- △：平均値以上 > 該当なし
- ×：最高値 > 9箇所

(2) 総合評価

ア 現地踏査結果及び地形判読の評価内容により、箇所毎に評価した

現地踏査結果及び地形判読の結果を箇所毎に評価した結果、3箇所は特段の課題はなく、新たな施設の整備に適した箇所であると考えられる

イ 3箇所について、概略施設計画案及び概算事業費(施設建設費)の評価内容を確認

3箇所とも、概略施設計画案（施設配置）に課題はなく、また、施設建設費に大きな差はない

ウ 維持管理費及び土地に関する情報(参考)

3箇所とも、維持管理費は同額であり、また、土地の登記情報のみしか確認できていない現時点においては、3箇所に大きな差はないものと考えられる

エ 候補地の選定

アからウのことから、次の3市町に存する各1箇所、合計3箇所を、新たな管理型最終処分場の整備に適した候補地として選定する

須崎市神田

香南市香我美町上分

佐川町加茂

※ 箇所番号順に、記載